

株式会社ポピンズ

定 款 (令和6年3月29日改定)

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ポピンズと称し、英文では、Poppins Corporation と表示する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 女性管理職者を対象として講習、研修をする団体の業務委託、管理、運営及び講習、研修の実施運営
2. 通訳、翻訳及び書籍出版、販売
3. 衣料品、衣料雑貨、室内装飾品、日用品雑貨、育児に関する商品・教材の企画、デザイン、製造、輸入、販売
4. 上記3号記載のデザイン、著作権、商標権の利用権、複製権の設定業務
5. 乳幼児・児童の保育・教育を目的とする請負、受託並びにそれらの専門家養成のための教育活動及びコンサルティング
6. 託児所、保育所、学童施設等の運営
7. 各種研修会、勉強会、会議、イベント、セミナー及び就業体験の主催、企画、運営
8. 家政婦の紹介に関する業務
9. 高齢者の介護介添及びホームヘルプを目的とする請負、受託並びにそれらの専門家養成のための教育活動
10. 高齢者の日常生活・趣味・娯楽及び教養に関するコンサルティングを目的とする請負、受託並びにそれらの専門家養成のための教育活動
11. 上記9号及び10号記載の専門家養成のための教育用教材の開発、製作及び販売
12. 高齢者介護介添用器具の開発、製造及び販売
13. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
14. 広告代理店業
15. 不動産の管理及び賃貸
16. 生命保険、傷害保険、損害保険の代理業
17. 融資及び融資の斡旋、保証並びに代行業務
18. 国・自治体・企業・団体等からの調査・研修の受託事業

19. 展覧会及び博覧会等の催事の企画、運営、管理及び主催団体からのそれらの受託
20. 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業及び指定居宅サービス事業
21. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに関する事業
22. 乳幼児期の保育理論に関する研究開発及び実践
23. 食品の企画開発、製造、販売及び宅配サービス事業
24. 旅館、ホテル及び飲食店の運営
25. 訪問介護及び介護施設に関する事業
26. 医療機関の経営並びに医療に関するコンサルティング及び情報提供
27. 美容業、理容業及びエステティック事業
28. 海外研修等の企画、運営並びに旅行代理店業務
29. 前各号に付帯する一切の業務

② 当社は、前項に付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

(機関)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、34,720,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定に従い、取締役会の決議によって市場取引又は公開買い付けの方法により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の権限)

第12条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。

(株主総会の招集)

第13条 定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要ある毎に招集する。

- ② 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合は、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令に定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任、解任及び責任免除等)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
- ④ 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- ⑤ 当社は、取締役会の決議をもって、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- ⑥ 当社は、取締役（業務執行取締役等である取締役を除く。）との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その損害賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。

（任期）

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第23条 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から当社を代表すべき取締役若干名を選定する。

- ② 取締役会の決議により、代表取締役の中から取締役会長1名、取締役社長1名を選定し、取締役の中から取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長、招集通知）

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。
- ③ 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- ② 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役報酬、賞与及び退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から取締役が受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

② 取締役会の議事録は、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

(重要な業務執行の決定の委任)

第29条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第37条 当社は、会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その損害賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとし、毎事業年度末に決算を行う。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当社は、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金配当の基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなおお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

(以上)